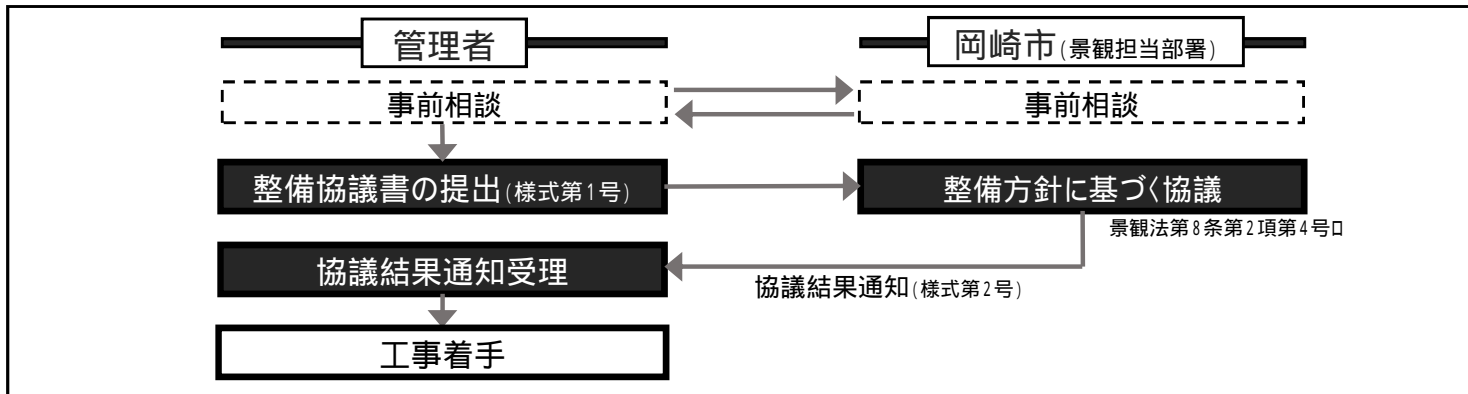


景観重要公共施設に係る協議等手続の流れ

1 整備に係る事前協議(要綱第3条、第4条、第8条第1項)

景観重要公共施設の整備を行うときは、計画変更が可能な早期段階に、岡崎市景観担当部署と景観配慮事項について事前協議を行う。

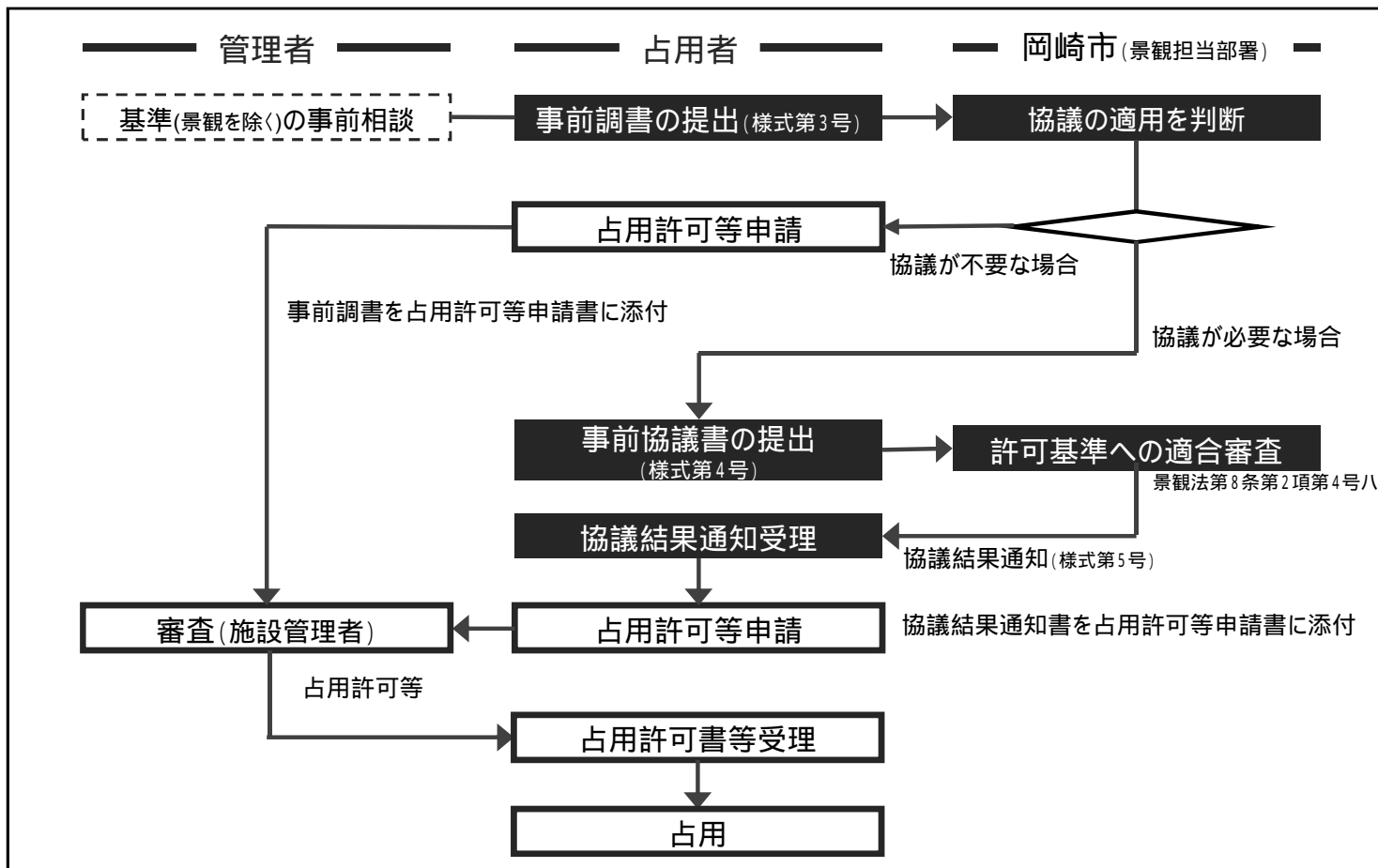


下記の行為については、事前協議を必要としない(要綱第8条第1項)

- (1) 通常の管理行為又は軽易な行為
- (2) 非常災害や緊急修繕等のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- (4) 仮設の工作物の建設等
- (5) 法令又はこれに基づく処分による義務として行う行為
- (6) その他市長が認める行為

2 占用許可等に係る事前協議(要綱第5条、第6条、第8条第2項及び第3項)

景観重要公共施設への占用許可等申請に対する許可を行うときは、あらかじめ管理者に占用物件等の内容について確認したうえで、岡崎市の景観担当部署と景観配慮事項について事前協議を行う。



事前協議を要する行為は下記のとおり(要綱第6条第2項)

- (1) 外観変更を伴う工事
- (2) 屋外広告物の掲出
- (3) 電柱の新設及び移設
- (4) 電柱への屋外広告物の二次占用

ただし、次の行為は事前協議を必要としない(要綱第8条第2項及び第3項)

- ・非常災害や緊急修繕等のため必要な応急措置として行う行為
- ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・仮設の工作物の建設等
- ・乗り入れ設置等の承認工事
- ・法令又はこれに基づく処分による義務として行う行為
- ・その他市長が認める行為

岡崎市景観重要公共施設の整備等に係る協議の概要

岡崎市では、平成24年に景観法に基づく岡崎市景観計画(以下「景観計画」という。)を策定し、「美しく風格ある岡崎の創生」を基本理念に景観まちづくりを推進しています。

道路や河川等の公共施設は建築物、工作物及び屋外広告物などとともに、地域の景観の骨格をなす主要な構成要素の一つです。そのため、岡崎市では、景観上特に重要な公共施設を景観計画において「景観重要公共施設」として位置づけ、景観上の整備方針及び占用許可の基準を設けています。景観重要公共施設内において、建築物や工作物等の整備及び占用許可等の申請を行う場合は、景観計画に定める基準に適合しているかの事前協議が必要となります。

市民及び事業者の方々のご理解とご協力をお願いいたします。



景観重要公共施設の制限の内容(整備方針及び占用許可の基準)一部抜粋 詳しくは岡崎市景観計画をご覧ください。

	景観重要道路	景観重要河川	景観重要公園
整備方針 (法第8条第2項第4号ロ)	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン等が定められていない施設に彩色を施す場合には、周辺環境との調和や地域の歴史性に配慮する。 緑化の際は地域の在来種を基本に、生育環境に応じた適正な植栽を行う。 夜間景観については、乙川プロムナード及び籠田公園、桜城橋等の既設照明に色温度を合わせた照明を用い、統一感のある美しい夜間景観の演出に努める。また、必要十分な光量の確保等による歩行者の安全安心やグレアの生じない灯具の選定等による光害の抑制に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区及び施設ごとに整備方針を定めています。 【例】中心市街地地区 ・舗装は周囲との連続性や地域の歴史性に配慮したデザイン(素材や色彩)とする。 ・交通安全施設等は他の施設との整理・統合又は共架に努め、形態や色彩その他の意匠、配置等は周辺環境との調和に配慮する。 ・無電柱化を推進する。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境との調和、親水性、地域の歴史性に配慮する。 ・工作物を設置する場合は、形態や色彩その他の意匠を周辺環境と調和させ、広がりある河川景観を保全し、眺望を遮らないよう配慮する。 ・園路等の舗装は周辺環境と調和に配慮する。 ・建築物や工作物を設置する場合は、形態や色彩その他の意匠を周辺環境と調和し、地域の歴史性に配慮したものとする。 ・夜間でも歩行者が安心して歩ける照明環境を確保する。 ・照明等の器具は維持管理に支障のない製品を選択する。 ・良好な眺望を保全する。
占用許可の基準 (法第8条第2項第4号ハ)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築等又は工作物の建設等にあたっては、形態や色彩その他の意匠、配置等が地域の歴史性や周辺環境と調和していること。 ・公共サイン(規制、解説、誘導、案内、位置、広報など)は、他のサインとの整理・統合又は共架に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに電柱、架空線を設置しない。ただし、顧客需要の変化等によりやむを得ない場合を除く。 	

お問い合わせ 岡崎市 都市政策部 まちづくり推進課 景観まちづくり係

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

TEL 0564-23-6261 / FAX 0564-23-7967

Mail machizukuri@city.okazaki.lg.jp

URL <https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1184/1169/p038719.html>



景観重要公共施設一覽

景観重要道路

管理者	No.	路線名	区間	地区			
				中心市街地区	景観形成重点地区	東海道岡崎城下 二十七曲り	
国	①	一般国道1号	矢作橋西詰	菅生町字蟹沢9番5地先	●	●	
県	①	県道岡崎足助線	康生通南1丁目29番地先	本町通3丁目49番1地先	●		
	②	県道岡崎幸田線	康生通南2丁目4番1地先	明大寺本町2丁目6番地先	●		
	③	県道東大見岡崎線	久右工門町1丁目8番1地先	明大寺本町2丁目9番地先	●		
市	①	市道八幡町2号線	本町通3丁目1番3地先	籠田町66番地先	●		
	②	市道連尺通1号線	本町通3丁目3番1地先	籠田町39番地先			●
			籠田町39番地先	亀井町1丁目8番1地先	●		
	③	市道伝馬町線	康生通東1丁目1番地先	伝馬通1丁目88番地先	●		
			伝馬通1丁目88番地先	両町2丁目64番地先			●
	④	市道浄水場線	籠田町39番地先	籠田町21番1地先	●		
	⑤	市道籠田公園東線	亀井町1丁目8番1地先	籠田町12番1地先	●		
	⑥	市道籠田町線	籠田町21番1地先	唐沢町1丁目27番地先	●		
			籠田町15番地先	籠田町67番地先			●
	⑦	市道公園南線	竹千代橋東詰	殿橋北詰	●		
	⑧	市道殿橋明代橋線	康生通南2丁目34番3地先	唐沢町11番6地先	●		
	⑨	市道明代橋吹矢橋堤線	菅生町元菅17番1地先	菅生町字蟹沢1番4地先	●		
	⑩	市道3類1号線	名古屋鉄道名古屋本線菅生川橋梁	殿橋南詰	●		
	⑪	市道明大寺本町1号線	明大寺本町1丁目4番地先	明大寺本町3丁目25番2地先	●		
	⑫	市道明大寺川端4号線	明大寺町字川端13番地先	明大寺町2丁目14番地先	●		
	⑬	市道上明大寺3号線	明大寺町字川端3番1地先	上明大寺町2丁目14番地先	●		
	⑭	市道竜美丘1号線	吹矢町16番地先	明大寺町字川端6番3地先	●		
	⑮	市道八帖大通2号線	八帖町字大通43番7地先	八帖町字往還通69番1地先		●	
			中岡崎町3番1地先	八帖町字往還通80番地先			●
	⑯	市道中岡崎8号線	八帖町字往還通104番地先	八帖町字往還通45番地先		●	
							●
	⑰	市道朝日町4丁目1号線	朝日町4丁目56番地先	根石町87番地先			●
	⑱	市道市立病院東線	若宮町3丁目69番地先	若宮町3丁目11番地先			●
	⑲	市道祐金町1号線	両町1丁目24番地先	若宮町3丁目11番地先			●
	⑳	市道両町6号線	両町2丁目64番地先	両町1丁目24番地先			●
	㉑	市道花崗町4号線	伝馬通1丁目9番地	伝馬通1丁目88番地先			●
	㉒	市道康生通南4号線	籠田町67番地先	伝馬通1丁目88番地先			●
	㉓	市道康生通西4号線	康生通西2丁目48番3地先	本町通1丁目23番地先			●
	㉔	市道材木町6号線	本町通2丁目21番地先	材木町1丁目24番地先			●
	㉕	市道岡崎郵便局北線	材木町1丁目10番1地先	本町通2丁目21番地先			●
			八帖北町3番3地先	康生通263番14地先			●
	㉖	市道松本町8号線	材木町2丁目60番地先	材木町1丁目10番1地先			●
㉗	市道岡崎環状線(2)	西魚町20番地先	材木町2丁目60番地先			●	
㉘	市道伊賀川堤3号線	西魚町20番地先	康生通263番14地先			●	
㉙	市道田町5号線	田町1番3地先	田町20番地先			●	
㉚	市道板屋町19号線	田町78番4地先	板屋町38番地先			●	
㉛	市道板屋町9号線	板屋町71番3地先	板屋町81番1地先			●	
㉜	市道八帖大通1号線	八帖町字大通39番地先	八帖町字往還通45番地先			●	

景観重要河川

管理者	No.	河川名称	区間	地区		
				中心市街地区	景観形成重点地区	
県	A	一級河川矢作川水系乙川	名古屋鉄道名古屋本線菅生川橋梁	吹矢橋	●	

景観重要公園

管理者	No.	公園名称	区間	地区		
				中心市街地区	景観形成重点地区	
市	a	乙川河川緑地	名古屋鉄道名古屋本線菅生川橋梁	吹矢橋	●	
	b	籠田公園	全域		●	
	c	中央緑道	全域			●

景観重要公共施設位置図

